

引受事務要領

室蘭水先区水先人会

<p>受付方法</p>	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 (所在地：北海道室蘭市海岸町1-58)</p> <p>(2) 電話による受付 (電話番号：0143-22-4049)</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 (FAX番号：0143-23-8085)</p> <p>(4) 電子メールによる受付 (メールアドレス：<a href="mailto:mu-pilot@galaxy.ocn.ne.jp">mu-pilot@galaxy.ocn.ne.jp</a>)</p>
<p>受付事項</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
<p>当直表</p>	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
<p>受付条件</p>	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p>

	<p>(1) 原則として、利用者からの水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。</p> <p>ロ 当該要請が水先開始予定時刻の96時間前から72時間前までに申し込みされたものであること。(ただし、72時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。)</p> <p>ハ 当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間(3時間)及び休息时间(1時間)を含めるものとする。</p> <p>ニ 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること</li> </ul> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。</p>
<p>会員への 連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。</p>

## 水先業務経験年数に応じた業務制限

大型危険物積載船及び大型客船の業務に従事する水先人の基準。

- ・次の船舶の業務に従事する水先人は経歴1年以上、原則として廃業基準年齢未満とする。

10万総トン以上の危険物積載船

20万総トン以上の客船

室蘭港水先引受基準  
(安全運航基準)

平成 19 年 4 月 1 日制定  
令和 3 年 11 月 1 日改定  
室蘭水先区水先人会

<u>NAME OF BERTH</u>	<u>LENGTH</u>	<u>DEPTH</u> (水深)	<u>PILOT 引受喫水</u>	市港湾部計画屯数 (私有 BERTH は 公表屯数)	<u>PILOT 引受 LOA</u>	<u>REMARKS</u>					
JXTG J-1	110M	16.5M	15.0M	300,000D/W	340M	第 3 区					
JXTG H-1	67M	11.0M	10.0M	59,200D/W	230M	第 2 区					
<u>SAKIMORI WHARF</u>						第 3 区					
NO.1 /NO.2	370M	10.0M	9.7M	15,000D/W	160M	実用長 280M 喫水 12m 以上 は LOA 230m					
NO.3	185M	10.0M	9.7M	15,000D/W	160M						
NO.4	240M	12.0M	11.7M	30,000D/W	210M						
NO.5	240M	12.0M	11.7M	30,000D/W	210M						
NO.6	330M	10.0M	9.7M	50,000D/W	300M						
NO.6	280M	14.0M	13.7M	50,000D/W	250M						
NO.7	185M	10.0M	9.7M	15,000D/W	160M						
NO.8(KEISEN-KUD)	180M	10.0M	9.7M	15,000D/W	160M						
<u>SHUKUZU WHARF</u>						第 3 区					
NO.1	185M	10.4M	10.1M	15,000D/W	160M	※(50,000D/W No.1 の 12.0M 水深部を兼用して 230M)					
NO.2	185M	12.0M	11.7M	15,000D/W	160M						
<u>N.S.C</u> <u>N.S.C WHARF</u>						第 1 区					
NORTH NO.1 NORTH NO.2 NORTH NO.3	470M	9.0M	8.7M	10,000D/W	150M	→					
NORTH NO.5							245M	12.0M	11.7M	40,000D/W	230M
NORTH NO.6							250M	12.1M	11.8M	40,000D/W	200M
NO.8	120M	6.3M	6.0M	5,000D/W	100M						
NO.9	130M	7.2M	6.9M	5,000D/W	100M						
NO.14	160M	8.6M	8.3M	10,000D/W	150M						
NO.15/NO.16/NO.17	540M	8.0M	7.7M	10,000D/W	150M						
NO.18	250M	14.0M	13.7M	100,000D/W	230M						
NO.19	300M	16.5M	16.0M	150,000D/W	330M						
<u>NITTSU WHARF</u>						第 1 区					
NO.5	150M	8.7M	8.4M	10,000D/W	150M						
NO.6	160M	9.0M	8.7M	10,000D/W	150M						
NO.7	110M	7.5M	7.2M	5,000D/W	100M						
<u>NIKKOH WHARF</u>						第 1 区					
NO.1	140M	7.9M	7.6M	8,000D/W	130M						
NO.2	135M	7.9M	7.6M	7,000D/W	120M						

<u>NAME OF BERTH</u>	<u>LENGTH</u>	<u>DEPTH</u> (水深)	<u>PILOT 引受喫水</u>	市港湾部計画屯数 (私有 BERTH は 公表屯数)	<u>PILOT 引受 LOA</u>	<u>REMARKS</u>
<u>CENTRAL WHARF</u> NO.1/NO.2	306M	9.0M	8.7M	50,000D/W	250M	第 1 区 実用長 280M
<u>WEST WHARF NO.1</u> NO.1/NO.2 BERTH	257M	7.0M	6.7M	5,000D/W	100M	第 1 区
<u>WEST WHARF NO.2</u> NO.1 BERTH NO.2 BERTH NO.3 BERTH NO.4/NO.5 BERTH	175M 185M 150M 257M	8.9M 10.0M 6.0M 6.6M	8.6M 9.7M 5.7M 6.3M	10,000D/W 12,000D/W 5,000D/W 5,000D/W	150M 160M 100M 100M	第 1 区
<u>WEST WHARF NO.3</u> NO.1 BERTH NO.2 BERTH NO.3 BERTH NO.4 BERTH	125M 185M 135M 195M	6.3M 8.4M 7.4M 9.0M	6.0M 8.1M 7.1M 8.7M	5,000D/W 10,000D/W 5,000D/W 10,000D/W	100M 150M 100M 150M	第 1 区
<u>MOTO-WANISI</u> NO. "D" BERTH NO. "G" BERTH	150M 176M	6.0M 9.5M	5.7M 8.7M	9,000D/W 12,000D/W	140M 140M	第 2 区

# 水先業務引受基準

平成 19 年 4 月 1 日制定  
令和 3 年 11 月 1 日改定

室蘭水先区水先人会

項目	水先業務引受基準
時間帯	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般船舶：入出港船については 06 時 00 分～日没までとする。 ただし、照明設備が完備したバースに限り 入港船については 06 時 00 分～19 時 00 分(港外 PILOT STATION) 出港船については 06 時 00 分～20 時 00 分(港内 BERTH)</li><li>・コンテナ船及びパルプ船：原則として 24 時間の終日 SERVICE とする。</li></ul> ※ ENEOS J-1 シーバース、H 及び J バース、日鉄 NO. 18・19 バース、本輪西 G バースは、別紙定めによる。
余裕水深	喫水の 10% 以上。
風速	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般船舶：原則として着離棧平均風速 15 m/sec 以下。</li><li>・無動力船及びバージ類：原則として着離棧平均風速 10 m/sec 以下。</li><li>・日鉄 NO.8・NO.9 バース：原則として長さ 120m を超える船舶については着棧平均風速 10 m/sec 以下（但し、長さ 140m を限度とする）</li></ul> ※ ENEOS J-1 シーバース、は別紙定めによる。
視界	1000 m 以上（※ ENEOS J-1 シーバースは別紙定めによる）
波高	港外：2.0 m 以下（水先人が安全に乗下船できること） 港内：1.5 m 以下（水先人が安全に乗下船できること）
着岸速度	10 cm/sec 以下（大型船は 5 cm/sec 以下）
その他	Air draft 5.15m 以下

## <業務開始時刻>

業務開始時刻は通年 06 時 00 分～とする。

## ① ENEOS J-1 シーバース

原則として、ENEOS 室蘭製造所シーバース着離棧作業基準に依る。

(1)時間帯：着棧時 原則として06時00分～日没までとする。

離棧時 原則として06時00分～21時30分までとする。

(2)気象条件	着棧時	離棧時
風速：	平均 10m/sec 以下	平均 15m/sec 以下
波高：	1.0m 以下	1.5m 以下
視程：	1 海里以上	1 海里以上
その他	台風等、異常気象が予想される場合は着棧を中止する。	

## ② ENEOS H バース及び J-2, J-3 バース

時間帯：着棧時 原則として06時00分～日没までとする。

離棧時 原則として06時00分～21時30分までとする。

## ③ 日鉄 NO. 18・19 バース

時間帯：入港船については06時00分～21時00分(港外 PILOT STATION)までとする。

出港船については06時00分～21時30分(港内 BERTH)までとする。

## ④ 本輪西 G バース

時間帯：入港船については日出 30 分前～日没 1 時間前(港外 PILOT STATION)までとする。

出港船については日出～日没(港内 BERTH)までとする。

(但し、入出港船とも 06 時 00 分より早い場合は 06 時 00 分からとする)